

## 重度心身障害者福祉医療費受給者証の更新について

重度心身障害者福祉医療費受給者証の有効期間が近づいております。更新の該当となる人は、更新手続きを忘れず行いましょう。

### 対象者

- 有効期間が9月30日までの福祉医療費受給者証をお持ちの人
- 前年度、所得制限により受給できなかった人  
(令和2年中(令和2年1月～12月)の所得によっては受給が可能です。)

### 更新に必要なもの

- 福祉医療費受給者証交付申請書
- 対象者の健康保険証
- 現在お持ちの福祉医療費受給者証
- (身体・療育・精神)障害者手帳

### 更新案内の送付・手続き

- 更新対象者には、案内通知および申請書を9月上旬に郵送します。
- 更新に必要なものを持参し、該当地区の日程に更新手続きを行ってください。

月日	時間	場所	地区
9月6日(月)	10時～12時	上多度プラザ	上多度
	14時～16時	池辺公民館	池辺
9月7日(火)	10時～12時	日吉公民館	日吉
	14時～16時	福祉センター	多芸西部
9月8日(水)	10時～12時	町中央公民館 中ホール 会議室	養老
	14時～16時	室原自治会館	室原
9月13日(月)	10時～12時	小畑公民館	小畑
	14時～16時	多芸公民館	多芸東部
9月14日(火)	10時～12時	広幡公民館	広幡
	14時～16時	就業改善センター(笠郷公民館)	笠郷
9月15日(水)	8時30分～17時	町役場 健康福祉課	高田
			指定日に手続きができなかった人

※該当日に手続きできない場合は、上記のとおり15日以降に養老町役場の窓口にて手続きをお願いします。

※各地区窓口で手続きをされる場合、名簿への記入と検温へのご協力をお願いします。

### 郵送による申請手続き

申請書に必要な事項を記入し、保険証の写し、障害者手帳の写しを同封し、町役場健康福祉課まで郵送してください。審査を行った後、2週間ほどで発送いたします。書類に不備がある場合は発送が遅れることがありますのでご注意ください。

**郵送申請先** 住所：503-1392 養老町高田798番地 養老町役場 健康福祉課

☎健康福祉課 ☎32-1105

## 認知症カフェ運営事業者募集

町では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが気軽に参加し集うことができる「認知症カフェ」を令和3年度に開設、運営する事業者を募集します。

**1. 募集事業者数** 3事業者(各町内中学校区)

**2. 応募資格** 町内に所在する団体で専門職を配置できるなどの要件を満たす法人など

**3. 申込方法** 9月17日(金)17時までに健康福祉課あて関係書類を提出してください。

※応募資格や提出書類の詳細は、町ホームページに掲載の「養老町認知症カフェ運営事業者募集要領」または健康福祉課にてご確認ください。

☎健康福祉課 ☎32-1105